

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年5月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400472号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500008号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年9月1日から平成15年9月1日まで
② 平成15年7月

平成12年9月からA社に正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。
また、平成15年7月に賞与が支給されたが、請求期間に厚生年金保険の記録も賞与記録もないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、請求期間①のうち、平成12年9月25日から平成15年6月30日まではA社で、同年7月1日から同年9月1日までは同社の関連会社であるB社で雇用保険加入記録が確認できる。

しかしながら、A社の経理担当者は、請求期間当時の厚生年金保険の加入について、従業員の希望により厚生年金保険に加入させていた又は加入させていなかった旨回答しており、請求者の請求期間①に係る給与から厚生年金保険料を控除していたかは、当時の賃金台帳等の資料がないことから不明としている。

また、請求者は、請求期間同時に居住していたとするC市及びD市の回答により、請求期間①のうち、平成12年9月16日から平成14年1月14日までの期間はC市において、同年1月15日から平成15年9月1日までの期間はD市において、それぞれ国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、請求期間において、A社の被保険者縦覧照会回答票に請求者の氏名は確認できない上、整理番号に欠番はない。

なお、請求期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の請求期間①に係る給与額及び厚生年金保険料の控除について推認できるような資料及び回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、上記1のとおり、請求者がA社において厚生年金保険の被保険者であったことは認められないほか、請求者及び事業主は、当該期間の賞与に係る資料を保管していないことから、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。